

第24期 第12回 足立区農業委員会会議議事録

- 1 日 時 令和3年7月6日(火) 午後4時
- 2 場 所 足立区役所 中央館8階 災害対策本部室
- 3 出席の委員 1 荒堀安行 2 鹿濱徳雄 4 内田宏之 5 鈴木博利
6 横山恭臣 7 吉田 勉 8 寶谷 実 9 星野信雄
10 馬場博文 11 宇佐美一彦
- 4 欠席の委員 3 横井善彦
- 5 出席の職員 事務長 吉尾文彦 事務主査 篠崎 努
主 事 築出大典 主 事 川合真由
- 6 議事日程
- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第22号 相続税納税猶予に係る特例農地等における3年毎の農業経営継続
証明書の発行について
- 日程第3 報 告 事 項 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届の
受理通知書発行に関する報告について
(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の
受理通知書発行に関する報告について
(3) 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
(4) 生産緑地の買取りについて
(5) 生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除について
- 日程第4 協 議 事 項 (1) 生産緑地地区の指定について
(2) 特定生産緑地の指定について
(3) 東京都農業会議第41回農業後継者顕彰の候補者推薦に
ついて
(4) 令和3年度新規就業者奨励事業に係る新規就業者の推薦
について
(5) 農業委員会だより第48号の発行について

7 議事録

- 荒堀会長 只今から、第12回足立区農業委員会会議を開会いたします。
はじめに、日程第1、『議事録署名委員の指名について』です。
私の方から、議席順に指名いたします。寶谷委員、星野委員の両名をお願いいたします。
- 荒堀会長 次に、日程第2、議案第22号、『相続税納税猶予に係る特例農地等における3年毎の農業経営継続証明書の発行について』です。
本件について、事務局から説明願います。
- 主 事 (議案第22号の1件について、農業相続人、特例適用農地、相続開始年月日、現地確認日について説明。)
- 荒堀会長 それでは、本日、横井委員が欠席のため、事務局から報告をお願いいたします。
- 主 事 6月23日に横井委員と事務局2名で現地調査を実施しました。(作付状況を説明。)農地所有者の子が夫婦で主な農業従事者として営農しており、その子も将来的に就農する予定と聞いております。以上の状況から、特例適用農地として適正に管理されており、引き続き将来にわたって営農することが確認されました。当日ご同行いただいた横井委員からも証明書発行には問題ないとのご意見を頂戴しております。皆様のご審議をお願いいたします。
- 荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。
- 一 同 (な し)
- 荒堀会長 それでは只今の説明のとおり、証明書を発行することといたします。
- 一 同 (了 承)
- 荒堀会長 次に、日程第3、報告事項の1、『農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。
本件について、事務局から報告願います。
- 主 事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」5件について、土地の表示、賃貸借の有無、届出者、施設の概要、届出月日を報告。)
- 荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。
- 一 同 (な し)
- 荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。
- 一 同 (了 承)
- 荒堀会長 次に、報告事項の2、『農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行に関する報告について』です。
本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、事務長専決事項「農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届の受理通知書発行」1件について、土地の表示、賃貸借の有無、譲受人、譲渡人、施設の概要、届出月日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、報告事項の3、『相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について』です。

本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知」1件について、通知事項、対象者住所・氏名、特例適用農地、相続開始年月日、免除確定日、税務署通知日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、報告事項の4、『生産緑地の買取りについて』です。

本件について、事務局から説明願います。

主 事 (議案書に従い、「生産緑地の買取り」1件について、買取り申出者、買取り申出の理由、対象となる生産緑地、買取申出日、行政機関の買取りの有無、農業者へのあっせんについて報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、報告事項の5、『生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除について』です。

本件について、事務局から報告願います。

主 事 (議案書に従い、「生産緑地の買取り申出に伴う行為制限の解除」1件について、買取り申出者、買取り申出の理由、対象となる生産緑地、買取り申出日、行為制限解除日を報告。)

荒堀会長 只今の報告について、ご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、報告のとおり、ご了承願います。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、日程第4、協議事項の1、『生産緑地地区の指定について』です。本件について、事務局から説明願います。

主事 (別紙1に従い、「生産緑地地区の指定について」を説明。)

荒堀会長 それでは、1件目の審議について、鈴木委員から報告をお願いいたします。

鈴木委員 6月23日に事務局と現地調査および事情聴取をしてみました。当日は申請地の所有者及び後継者と面会いたしました。(作付状況を説明。)農地性に問題はないように見受けられました。

生産緑地に指定されると30年間の営農義務が課せられますが、仮に所有者に相続が発生した場合も、後継者が申請地を農地として維持していくとのこと。

区民農園として利用されている農地について、生産緑地の指定を受けた場合、所有者等が区民農園の運営に関する農作業に従事する必要があるとのことですが、所有者とその家族で区民農園の見回りや除草作業を行う予定です。

以上のことから、申請地を生産緑地として指定して差し支えないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

吉田委員 申請地が区民農園として利用されているのは、いつからですか。また、今後いつまで区民農園として利用される予定なのでしょうか。

主事 (区民農園としての運営状況及び区民農園開設に関する条件について説明。)

荒堀会長 他にご質問はありますか。

一同 (なし)

荒堀会長 それでは、1件目の審議について、只今の説明のとおり、「申請地は、生産緑地法に規定される農地に該当する」と認め、その旨を当委員会の意見として、都市計画課に報告いたします。

一同 (了承)

荒堀会長 次に、2件目の審議について、吉田委員から報告をお願いいたします。

吉田委員 6月24日に事務局2名とともに、現地調査を行いました。(作付状況について説明。)農地性に問題はないように見受けられました。当日は所有者と面会をいたしました。農業従事者は、所有者夫婦と2名の子の計4名です。以上を踏まえて、新規の生産緑地申請は、問題ないと思いますが、皆様のご審議をお願いい

たします。

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、2件目の審議について、只今の説明のとおり、「申請地は、生産緑地法に規定される農地に該当する」と認め、その旨を当委員会の意見として、都市計画課に報告いたします。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、協議事項の2、『特定生産緑地の指定について』です。
本件について、事務局から説明願います。

主 事 (別紙2に従い、「特定生産緑地の指定について」を説明。)

荒堀会長 只今の説明について、ご質問はありますか。

内田委員 今回の申請地の中に、過去の利用状況調査で問題があった農地も見受けられました。今回の申請にあたっては改善がなされたようですが、再び管理が不十分な状態になる可能性もあります。生産緑地を今後も適正に管理するという保証を得る必要があると思いますが、どのような形をとっていますか。

事務主査 特定生産緑地申請にあたり、所有者と面談し、特定の指定を受けた後も引き続き適正な管理を続ける指導をし、了承を得ています。肥培管理の状況確認を続け、仮に管理状況が不適切と認められた場合は、必要に応じて担当の委員の皆様と共に現地調査へ伺い、指導を続けて参ります。

荒堀会長 生産緑地の要件の一つとして、農地が公道に接し、出入りができる状況である必要があります。番号4の生産緑地では、農地性に問題はありませんが、接道面と農地を隔てている柵により出入りが困難なようにも見受けられますが、問題はないのでしょうか。

事務主査 対象の農地は、過去の現地調査において、都市計画課から生産緑地として指定して問題はないと回答を得ております。そのため、今回の特定生産緑地指定についても問題ありません。

荒堀会長 他にご質問はありますか。

一 同 (な し)

荒堀会長 それでは、説明のとおり、「申請地は特定生産緑地に指定できる生産緑地に該当する」と認め、その旨を当委員会の意見として、都市計画課に報告いたします。

一 同 (了 承)

荒堀会長 次に、協議事項の3、『東京都農業会議第41回農業後継者顕彰候補者の推薦について』です。
本件について、事務局から説明願います。

主 事	(別紙3に従い、「東京都農業会議第41回農業後継者顕彰候補者の推薦について」を説明。)
荒堀会長	只今の説明について、ご質問はありますか。
一 同	(な し)
荒堀会長	それでは、只今の説明のとおり、決定いたします。
一 同	(了 承)
荒堀会長	次に、協議事項の4、『令和3年度新規就業奨励事業に係る新規就業者の推薦について』です。 本件について、事務局から説明願います。
主 事	(別紙4に従い、「令和3年度新規就業奨励事業に係る新規就業者の推薦について」を説明。)
荒堀会長	只今の説明について、ご質問はありますか。
荒堀会長	本事業において、新規就業者を推薦するにあたり、年齢制限は設けられていますか。
主 事	年齢制限はございません。
荒堀会長	他にご質問はありますか。
一 同	(な し)
荒堀会長	それでは、只今の説明のとおり、決定いたします。
一 同	(了 承)
荒堀会長	次に、協議事項の5、『農業委員会だより第48号の発行について』です。 本件について、事務局から説明願います。
主 事	(別紙5に従い、「農業委員会だより第48号の発行について」を説明。)
荒堀会長	只今の説明について、ご質問はありますか。
一 同	(な し)
荒堀会長	それでは、只今の説明のとおり、決定いたします。
一 同	(了 承)
荒堀会長	他に、何かありますか。
事務主査	(①活動報告と今後の予定について②特定生産緑地の申請受付状況について③「千住ネギ」種の伝達式及び種まき授業の実施について④第61回企業的農業経営顕彰の候補者推薦について⑤令和3年度農地利用状況調査の実施要領及び実施案について⑥令和3年度東京都農作物生産状況調査の実施について⑦第56回足立区夏花品評会の開催結果について⑧新型コロナウイルス感染拡大の影響)

響により会長専決処分を行った議案等の報告について、を説明。)

荒堀会長

他に、何かありますか。

一 同

(な し)

荒堀会長

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、第12回足立区農業委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。